

2023年7月30日(日)

日本学術会議公開シンポジウム「市民性涵養と法教育—現場と法学教育の連携から考える」
《コメント》知識過積載の「公共」に思考のつながりを作る

長野県伊那弥生ヶ丘高等学校教諭 小川幸司

はじめに——簡単な自己紹介

1966年、長野県に生まれる。

1989年、長野県県立高校の社会科教諭に採用。以後、教諭、指導主事、教頭、校長などを経験。

☛この間、中央教育審議会のワーキンググループ専門委員などをつとめ、「歴史総合」「世界史探究」などの学習指導要領・解説の作成にかかわる。

☛『岩波講座世界歴史』全24巻の編集委員にかかわる。

2023年、希望降任制度により現職に。

☛著作：『シリーズ歴史総合を学ぶ③ 世界史とは何か』（岩波書店《新書》、2023年）ほか

1 高校新科目「公共」の問題点

(1) 心理学・哲学・法学・政治学・経済学の基礎知識が網羅的に並べられており、相互のつながりが見えにくい。

☛細切れの学習になりやすい。特に冒頭の心理学・哲学が浮いている。

☛現代の諸課題から学び始めた旧「現代社会」のほうが学びやすかった。(多くの教員の感想)

(2) 最初に「青年心理」を学ぶことの問題点

☛帰納法としての心理学の知見を、絶対的なものであるかのように学ぶ。

☛最初の授業が、男か女かの「第二の誕生」を真理であるかのように学び、その延長線にジェンダー観を形成する。

(3) 次に「哲学史」を学ぶことの問題点

☛教科書記述は断片的になり、理解が困難。丁寧に解説しながら授業をしようとする、いたずらに時間が経過する。

(4) 市販の「公共」授業書も、政治・経済分野についての実践例に集中している。

2 私の「公共」再構成の試み

(1) 大前提：ノートをやめて、資料の読解と対話を通じた「教科書のテキスト・クリティーク」という授業スタイルにする。

(2) ジェンダー概説をしてから「青年心理」に入り、臨床の知の長所と短所についても考察(例) 発達課題を学んだ後で、山田詠美の『ぼくは勉強ができない』の一節を読む。

(3) 「正義」を哲学者たちがどのように考えてきたかという点に留意した「哲学史」

①「正義」入門

☛アリストテレス『ニコマコス倫理学』を読み、現実社会の諸課題を考察

②「自由」の再検討：サルトル、ハーバーマス、アーレント

③「理性」の再検討：レヴィ・ストロース、フーコー、レヴィナス

④対立する「正義」の比較検討

☛カントとベンサムと比較：サンデルの「トロッコ」問題を題材に、カントとベンサムのそれぞれの哲学の長所と短所を考察して対話する。

☛リバタリアニズムとコミュニタリアニズムの比較：サンデルの「アファーマティブ・アクション」問題を題材に、ロールズ、サンデル、そしてノージックのそれぞれの長所と

短所を考察して対話する。

3 成果

- (1) 現実社会の諸課題を分析するときのフレームを複数もてるようになった。
- (2) フレームそのものの限界を冷静に見つめられるようになった。
(例)「トロッコ」問題は、どちらも犠牲者を「手段」化せざるをえないので、カントの「正義」は、この場合、十分に成立しない・・・と指摘した生徒が、どのクラスも複数いる。
(例)「トロッコ」問題の思考実験は、犠牲者の匿名性を前提としており、知己がいる場合は、「最大多数の最大幸福」は成立しえない・・・と指摘した生徒も、複数いる。
- (3) 何が「正義」であるかについて、対話を通じて探究することの意義を、実感できるようになった。

4 本シンポジウムの報告をどのように自分の実践につなげていくか

- (1) 村松剛さん「弁護士会における法教育活動」
 - ☛「ルールづくり」としてチケット不正転売禁止法をつくる対話的な学びのなかで、構想したルールを、哲学史で学んだ「正義」論によって根拠づけみるという学びもできそうだ。
(例) 反復継続の意思を要件とすることについて、カントの動機説と関連付ける。
(例) 不正転売の価格を、入場券販売価格を超える額とする要件について、ベンサムの結果説やロールズの格差原理と照合してみる。
- (2) 渡邊弘さん「18歳成人制と法教育の課題」
 - ☛現行制度に対応する力を求めがちな「公共」に対し、法・ルールを構想する力（よりよき社会を構想する力）を育む授業を提案しており、深い感銘を受けた。
(例) 選挙権がない人の意見を政治・社会に反映するための法・制度・政策
刑事司法制度について適正手続主義をふまえた改善提案
 - ☛これらの構想の根拠づけを、哲学史で学んだ「正義」論と交錯させる学びもできそうだ。
- (3) 武内謙治さん「法に触れた少年に対する「法教育」の実践と課題」
 - ☛「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付ける」という法教育の定義について、「一緒に考えること・・・という程度の意味で法教育という言葉を用いる」というまなざしに、深い感銘を受けた。
(例) 私の専門の歴史学では、歴史的な知識を多くもっている研究者・教師が「教え込む」という風潮がどうしても強い。
 - ☛「権利主体であることを子どもが（再）認識することで少年院におけるルールの（不）合理性や（不）必要性につき疑問が呈される可能性があるということは織り込み済み」というスタンスにも、深い共感と感銘を受けた。
(例) マージナル・マンである青年期の特質や、哲学者の「正義」論をふまえた現代社会の課題などを考えさせると、学校経営に対する疑問が山ほど出てきて、正直、焦ることがある。それこそが、大切な学びなのであろう。だからこそ、「一緒に考えること」が法教育であるというスタンスが、光ってくるのだと思われる。
- (4) 提案
 - ・今後、「公共」の教科書を大単元の分立だけでなく、相互の内容が有機的に関連してくるような内容にブラッシュアップする必要がある、あるのではないのでしょうか。そのときに法教育は要のポジションに立つのではないかと思います。

以上